

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年12月 1日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3・4号廃棄物処理設備	可燃性雑固体廃棄物焼却設備空気予熱器パイロットバーナの点火プラグスパーク試験用操作スイッチにおいて、スイッチの不良(スイッチを押してもスパークしない時がある)が認められたため、当該スイッチを点検・修理。	—	H27.12.4の不適合No.2と重複しており、事象の原因がスイッチの不良ではなかったため、本件を削除。
2	その他	水質汚濁防止法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく発電所構内敷地境界(事業所出口排水)水質測定(平成27年第3四半期分)において、測定の結果9箇所中1箇所(紅葉川下流・4号機放水口付近)の浮遊物質に、基準値逸脱(基準値50mg/ℓ以下のところ58mg/ℓ)が認められたため、原因調査・対応検討。 なお、上流部の水質測定においては基準値を満足している。	GIII	